平成２４年（フ）第１７７９号
札幌市東区北28条東16丁目４番17―501号
破産者　黒田　眞弓
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
青森県弘前市大字薬師堂字狄舘１番地
破産者　工藤　恵子（旧姓白取）
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７７号
茨城県日立市東金沢町４丁目５番６号
破産者　森屋　昌彦
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９６号
茨城県高萩市大字高戸592番地リーザ103
破産者　荒木田仁衛
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５６８号
さいたま市見沼区堀崎町960番地９イーストハウス201
破産者　渡部　　勇
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９５号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番４―104号
破産者　西川　　昇
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
さいたま市緑区大字中尾1695番地19
破産者　関口　文雄
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県蕨市北町１丁目21番12号　エステ・スクエア蕨206号
破産者　梶原　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５００号
埼玉県川口市栄町１丁目12番21―1603、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市上町１丁目２番10号1003
破産者　吉田　了二
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３９号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間307番地19
破産者　名波建次郎
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４０号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間307番地19
破産者　名波恵美子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
埼玉県越谷市大字船渡241番地５
破産者　吉野　耕一
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
神奈川県高座郡寒川町岡田４丁目23番20号グリーンヒルズＭＩＴＯＭＥ　Ｆ号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目13番22号　戸井田ハイツ203
破産者　乾　　光雄
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６０１号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目１番15―102号、前住所京都府長岡京市奥海印寺新度畑２番地の７
破産者　中井　　均
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２９号
大阪市北区中之島４―３―20―1303号
破産者　稲田　英朗
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９３号
大阪府高槻市藤の里町33―17　サンコート藤の里103号、開始決定時の住所大阪府高槻市南大樋町１番１―704号
破産者　丹羽　雅郎
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６３号
神戸市北区緑町６―２―14　第三はづきＣ号、住民票上の住所大阪市浪速区敷津西１丁目８番４―1002号
破産者　長岡　雅之
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０７号
大阪市東住吉区西今川２丁目19番５号　パークサイドマンションサオモト３―Ｃ号
破産者　古谷　彰朗
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００１号
大阪市港区南市岡１丁目６番26号
破産者　居酒屋小松庵こと　小松　俊彦
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部